

会議録

令和4年2月22日(火) 場所 3階 第1研修室

会議名：第6回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、廣瀬副委員長、手塚委員、東出委員、吉田委員、安齋委員

新井田委員、相澤委員、竹田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前9時30分～午後1時56分

事務局 加藤、堺

開会

1. 委員長挨拶

平野委員長 これより第6回総務・経済常任委員会を開会いたします。

出席委員は、10名でございまして、委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

早速、会議に入るところですが、本日も町長が出席されておりますので、何かあればひとこと発言を許しますが。

町長。

鈴木町長 委員長のお許しをいただきましたので、ひとことご挨拶をさせていただきます。

議員の皆様、おはようございます。皆様方には、日頃よりご理解とご協力をいただき、感謝を申し上げます。

ただいま、平野委員長からもお話がありましたが、新型コロナウイルスでございます。

まん延防止等の重点措置適用に伴う対策の期限が3月の6日まで延長することとなりました。アルファ、デルタよりもオミクロン株は感染力が強いため、新規感染者数が以前として高い水準で止まっております。新規感染者数を着実に減少に転じさせまして、これ以上の医療負担を抑えていくためには北海道では引き続き、全道域で感染防止対策の実施が要請されたところであります。引き続き、町民の皆様の健康と命、生活経済を守るために、職員一丸となり全力で取り組んでまいりますので、この状況下を乗り越えるために、議員の皆様からのお力添えをいただきながら、町民一体となって乗り越えてまいりたいとそう思うております。

また、本日の常任委員会の調査でございしますが、まちづくり未来課は新型コロナウイルス感染症対策事業、継続の報告になります。

また、移住・定住でございしますが、木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例について、説明をさせていただきます。

これは、通称「ミライアル条例」と言いまして、未来があるとかトライアルとかそういった様々な言葉をこの「ミライアル条例」とそのように気持ちを込めてお読みいただきますようお願いしたいなと思っております。

木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例と非常に長い条例ですので、そのようにお読みいただくと助かるところでございます。

また、総務課は11月2日、こちら豪雨災害の検証総括でございます。

検証と総括、並びにそれらを踏まえてしっかりと改善して対策を進めていくと。それで、次の世代にしっかりと伝えていくこと、これがとても大切だと思っていますので、よろしくお願いたします。順次、わかりやすい説明を心がけて事業の概要等について、説明させていただきます。議員の皆様からは、建設的なご意見、ご議論を賜り、それらを踏まえて町のために町民のために、努めてまいりたいと思っております。それでは、本日よろしくお願いたします。以上でございます。

平野委員長 先ほどの感染対策の件で何点か言い忘れましたけれども、換気、ドアだったり窓、時々開けたりしますので、皆さん寒かったりするかもしれません。また、時間決めて休憩時間を取ったり、また資料の説明だったり質問については、時間短縮の観点からできるだけ短縮に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

2. 調査・報告事項

<まちづくり未来課>

1.【調査】新型コロナウイルス感染症対策事業について(継続)

平野委員長 それでは早速、調査に入りたいと思いますが、鈴木町長から説明をいただきましたまちづくり未来課、継続調査でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業について資料が出ておりますので、早速説明をお願いいたします。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まちづくり未来課の田畑です。おはようございます。

私のほうから、新型コロナウイルス感染症対策事業について説明をさせていただきます。資料の1ページをお開きください。

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用状況について、説明をいたします。

1の配分額につきまして、まず一つ目の令和3年度繰越額は、国が令和2年度から令和3年度に繰り越した地方単独分の交付金です。

2が令和3年度に配分された交付金で、国の補助金の裏財源となります交付金となります。こちら12月定例会まで5万4,000円を予算計上しておりましたが、令和4年2月15日に交付の通知がありまして、133万7,000円を追加しております。

三つ目が令和3年度分として新たに配分されました交付金でありまして、配分額は8,536万4,000円となります。そのうち、910万円につきましては、令和3年3月定例会で補正をいたしまして、残りの7,626万4,000円につきましては、国が令和4年度に繰り越しをしまして、町は令和4年度事業で活用する予定としております。令和3年度の交付金の額は、合計で8,042万6,000円となります。

続きまして、充当事業について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、前回の常任委員会から更新されたものを抜粋し説明をいたしますので、ご了承願います。

まずNo.11、こちらロタウイルスワクチンの関係の事業であります。こちらにつきましては補助裏分3万7,000円が追加されるため、こちらの表に追加をしております。

また、No.14の事業につきましては、前回の常任委員会では令和4年3月10日に完了

予定となっておりますが、コロナウイルスの影響によりまして資材の確保等が困難になったことから、令和4年度に予算を繰り越す予定としているところです。

このことによりまして、コロナ交付金配分額の1の令和3年度繰越分を充当することができなくなったことから、3の令和3年度配分額、こちら令和4年度に繰り越す分ではありますが、こちらから910万円を充当することとしております。

こちら2ページ目をお開きください。

N o. 16 及びN o. 17 の事業につきましても、補助裏分の交付金の追加となります。

そのほかこちらN o. 24 からN o. 28 の事業につきましては、令和3年度当初予算に計上している事業から、コロナ交付金に該当する事業を追加したものです。

これは、コロナ交付金の事業者支援分の財源充当及びN o. 14 の事業が令和4年度に予算繰越となることから、令和3年度繰越分の交付金を令和4年度繰越分の交付金に振り替えるという処理をするため、残ります令和3年度繰越分の960万円をこのN o. 24 から28の事業へ振り替え、コロナ交付金を余すことなく充当するためのものです。

事業及び充当額は、それぞれ記載のとおりとなっております。

コロナ交付金につきましては、歳入 8,042 万 6,000 円のうち、令和3年度充当見込み額は7,492 万 6,000 円になりまして、差額の550万円は令和4年度に繰り越す予定のN o. 14 の事業の未収入特定財源となります。

また、今後のコロナ対策事業につきましては、まず現在、北海道に発令中でありますまん延防止等重点措置に係る飲食店等への時短要請に対する特別支援金ではありますが、こちらはまん防期間が3月6日まで延長されたことから、4月に入りました早い段階で補正を検討してまいります。また、その他の事業につきましても、適宜、検討してまいりますのでご了承いただきたいと思います。

以上で、新型コロナウイルス感染症対策事業についての説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、新型コロナウイルス感染症対策事業についての調査を終えたいと思います。

2.【報告】移住・定住施策について

・木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例

・木古内町定住用地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例

平野委員長 続いて、こちら報告となりますが、移住・定住施策についてでございます。

これは、新年度予算3月定例会で上程されることとなると思いますので、予算についての質問はもちろんのこと、内容についても確認と言いますか定例会前の事前審議にならないことを踏まえた質問に関しては受けたいと思いますので、そのことを踏まえて資料の説明を受けていただきたいと思います。

それでは、田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 それでは、2の木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例(案)、及び3の木古内町定住用地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例(案)につきまして、関連がありますのであわせて説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページをお開きください。

3ページにつきましては、こちらの木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例の(案)となっております。

第1条から5条までで構成をされております。

条例(案)の概要につきましては、4ページをお開きください。

こちら1につきましては、木古内町の現状について記載をしております。

こちら令和2年度国勢調査で、町の人口が3,832人となったことから、こちら減少率マイナス15.7%というのが全道でもワースト5位に入るなど、人口減少に歯止めがかからない状況があると。また、町民の高齢化率につきましても、約50%と全国的にも高い水準にあり、町の生産年齢人口の減少に伴う経済の衰退が懸念されるという現状を分析しております。

また、2につきましては、こちらの条例制定までの経緯について記載をしております。

先ほど言いました現状の打開するために、いままでと同様の事業だけではなく、新たな事業に取り組んでいかなければならないという認識のもと、昨年7月28日に、こちら木古内町「未来へ繋げる」地域力向上プロジェクトを立ち上げまして、課の枠組みを超え、横断的な議論を進めてまいりました。

そして、プロジェクトの中で立案した事業の中から、速やかに実施すべき事業を選定をいたしまして、令和4年度から事業を開始するため、今回の条例を制定する運びとなっております。

また、3の条例の目的としましては記載のとおりであります。こちら条例、より住民に身近なものとするため通称を設けまして、先ほど町長も申しました「木古内町ミライアル条例」というふうに通称したいと考えております。

4の条例の目的に対する目標値につきましては、こちら木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる数値を目標値としまして、記載の5項目といたします。

これらの目標を達成するために、現状あります総合戦略で掲げる事業のほか、今回の事業を追加しまして、より目標の達成に近づけてまいりたいと考えております。

また、総合戦略への登載につきましては、今回の条例が制定された段階で盛り込むこととしております。

続きまして、5の効果であります。こちらにつきましてもこのような効果が見られるということで記載をしておりますが、こちら資料の6ページをお開き願います。

こちらは、移住・定住を進めることによる町財政への影響額として、四つのパターンを想定しまして、町道民税、固定資産税及び普通交付税の額を試算しまして、5年間の影響額として掲載をしております。

試算の前提条件につきましては、記載のとおりとなっておりますが、一部普通交付税につきましては、基本的に人口の増減に対する交付税の反映は、国勢調査の結果をもって行うこととなりますので、例えば令和4年度に移住をされたかたがいる場合は、次回の国勢調査が令和7年度となりますので、実際に反映されますのは令和8年度の普通交付税から

というふうになります。

5 ページにお戻りいただきます。

こちらにつきましては、本条例の目的を達成するために実施する事業を掲載しております。

こちら (1)・(2)・(3) と分けて掲載をしておりますが、こちらの事業の概要につきましては説明をいたしたいと思っておりますので、7 ページをお開き願います。

7 ページにつきましては、本条例にかかります事業費をまとめたもので、本条例に係る事業費の総額は 1,840 万円となります。

そのうち、1 の移住及び定住を促進するための事業につきましては、(1) の事業で 1,540 万円、内訳は①から④まで四つの事業を行います。

それぞれの事業の概要を説明いたします。

8 ページをお開き願います。

また、別冊の資料 5 をお配りしておりますが、こちら 1 から 5 ページにこちらの事業の要綱の案を掲載しておりますので、そちらもご参照願います。

こちら木古内町マイホーム取得促進事業につきましては、事業としましては町内に住宅を新築または中古住宅を購入する者に対しまして、取得に係る費用の一部を助成するものです。

事業の内容としましては、当該年度の 2 月までに完了しました土地及び住宅の購入費を補助対象経費としまして、補助金の基本額 100 万円のほか、中段の表にあります項目に該当する場合は、それぞれの項目に係る補助金を加算した合計額を交付するという事業となっております。

また、こちらリフォーム費用につきましては、補助対象外経費としておりますが、こちらのリフォーム費用につきましては、後段にあります多世帯同居リフォーム支援事業若しくは空き家リフォーム助成事業のいずれかの対象になるということになります。

こちらにつきましては、あとは記載のとおりとなっておりますが、事業費の内訳としまして 550 万円と計上しておりましたこちらの考え方につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

9 ページをお開き願います。

9 ページにつきましては、補助対象者の要件を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

事業の期間につきましては、条例とあわせまして 5 年間としております。

また、予算の内訳につきましても記載のとおりとなっておりますが、(2) の歳入につきましては、ふるさと納税を原資としましたまちづくり応援基金から 500 万円を充当することとしております。

続きまして、10 ページをお開きください。

資料 5 につきましては、6 から 10 ページをご参照ください。

こちら木古内町多世帯同居リフォーム支援事業につきましては、こちら町内の住宅に居住する親族のかたと新たに同居するために行う間取りの変更ですとか、バリアフリーなどの住宅のリフォーム工事に係る費用の一部を助成をするものです。

補助対象となる同居につきましては、2 親等以内の親族、例えば祖父母、父母、兄弟、

あと子、孫などとなりますが、と新たに同居する場合ということになります。なので現在、ご両親などと同居されているかたにつきましては、補助対象外としております。

こちらリフォームの対象となる住宅は、申請者若しくは同居する親族が町内に所有し、居住している住宅となります。

補助金の額は、補助対象経費の2分の1としまして、上限は100万円としております。

ただし、町内業者が施工した場合は、上限を150万円までとしております。

こちら11ページをお開き願います。

こちら補助対象者につきましてもありますが、こちらは記載のとおりとなっております。

予算の内訳につきましても、ご覧のとおりとなっております。

12ページをお開き願います。

資料の5は、11から16ページをご参照願います。

こちら空き家リフォーム助成事業でありまして、こちらは平成29年度から実施中の事業でありますので事業の詳細につきましては説明を省略させていただきますが、こちらマイホーム取得促進事業で購入をいたしました中古住宅のリフォームもこちらに該当することになります。

予算の内訳の歳入につきましては、過疎地域自立促進特別事業債いわゆる過疎ソフトを充当するということとしております。

13ページをお開き願います。

資料5は、16から18ページをご参照ください。

こちら木古内町定住促進家賃補助事業につきましては、町内の民間賃貸住宅に入居する40歳未満の世帯に対しまして、一定期間、家賃の一部を補助することで、若者世帯の定住の促進を図るという事業となります。

対象となる賃貸住宅は、民間事業者が所有し賃貸借契約をする住宅となっております。例えば町ですとか北海道の公営住宅、あと事業者が所有する社宅ですとか寮ですとかそういった三親等内の親族が所有する住宅ですとか、あと住宅の間借り、シェアハウスなどは対象外としております。

こちら補助対象経費につきましては、支払った家賃でありまして駐車場代ですとかは除くということとしております。この家賃から住宅手当ですとか支給されていけば、それを除いた額の2分の1以内の額で、月額1万5,000円を上限とおります。

こちら補助金の期間は、居住した時から連続した3年間までを最長としております。

14ページをお開き願います。

こちら補助対象者を掲載しておりますが、こちら特に特質する条件としましては、賃貸住宅に居住する者全員が40歳未満であることとしております。

補助対象期間の3年間に、居住者の中で40歳にも達する者がいた場合は、その者が40歳になるまでの間を補助対象期間としております。

なお、こちらの40歳未満という年齢設定につきましては、こちら法律の子ども・若者育成支援推進法によります若者の定義が30歳代ということとなっておりますことを参酌を申しまして、40歳未満という設定にしております。

予算につきましては、記載のとおりです。

ここで、一旦7ページにお戻りをいただきたいと思っております。

こちら事業費につきましては、1にあります(1)の木古内町移住・定住新生活しあわせサポート事業であります。四つの事業にある予算額を合算しまして、1,540万円としておりますが、予算としましては、こちらの木古内町移住・定住新生活しあわせサポート事業補助金として1,540万円を一括計上しまして、予算の執行につきましては、こちら四つの事業を1,540万円の範囲内で執行することとしております。

ですので、仮にマイホーム取得促進事業補助金が600万円執行するとしたとしても、1,540万円の範囲内であればそのまま執行いたしまして、4事業の執行額の総額がこの予算を超える場合は、予算補正をして対応してまいりたいと考えております。

また、財源につきましては、まちづくり応援基金を4事業合計で1,000万円、過疎ソフトを300万円充当しまして、一般財源は240万円となります。

続きまして、2の安心して子育てできる環境をつくるための事業について、説明をさせていただきます。

こちら、資料の15ページをお開き願います。

資料5は、19から20ページとなります。

こちらは、町内在住の児童・生徒が木古内小・中学校に入学するために係る経済的な負担を軽減するために、小・中学校に入学する児童・生徒の保護者に対しまして、入学祝金を支給するものです。

支給額は5万円で、それぞれ小学校・中学校に入学する年度の5月に支給をすることとしております。

事業費につきましては、令和4年度小・中学校の入学予定数に転入出にかかります予備的な人数を含めまして、40人で算定をしております。

補助対象者につきましては、入学式の当日において町内に住所を有しております児童・生徒の保護者を対象としまして、入学式の翌日以降に転入または出席停止処分を受け、入学式に参加しなかった児童・生徒につきましては、教育長が特に認める場合を除きまして、原則、補助対象外としております。

予算額につきましては、記載のとおりとなっております。

もう一度7ページにお戻り願います。

こちら、先ほど2の事業について説明をしましたが、続きまして3のその他、町長が必要と認める事業について、説明をさせていただきます。

こちら(1)のわくわく地方生活実現政策パッケージ事業と、(2)の木古内町定住用地無償譲渡事業を掲載しております。

資料の16ページをお開き願います。

こちら、わくわく地方生活実現政策パッケージ事業につきましては、こちら令和元年度から実施をしている事業でありまして、北海道と木古内町が共同で行います、わくわく地方生活実現パッケージのマッチングサイトを通じて移住をされ、町内企業へ就職をされたかたに対し、支援金を交付するという事業です。

こちらにも既に実施中の事業でありますので、詳細説明は省略させていただきます。

17ページにつきましては、それぞれ補助の要件ですとか記載をさせていただいておりますが、3の予算の内訳につきましては、歳出では1世帯分100万円を予算計上しておりますが、歳入につきましては国・道の地方創生推進交付金をそれぞれ充当しております。

また、こちら事業の期間につきましては、こちら1年度としておりますが、こちら北海道が実施している事業であることから、1年ずつの事業実施といたしまして、北海道が事業を継続するとなった場合は、町も継続して実施をしてみたいと考えております。

続きまして、木古内町定住用地無償譲渡事業について説明をさせていただきます。

まずこちら、26ページから29ページまでに、こちらの条例案について掲載をさせていただいておりますが、こちら第1条から18条まで構成されております。

事業の概要につきましては、資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

資料5につきましては、26ページから28ページをご参照ください。

こちらにつきましては、上段に無償譲渡まで手続きの流れを掲載させていただいておりますが、定住用地に住宅を建設をしまして居住することを条件に、町広報やホームページを通じまして無償譲渡の希望者を募り、その申込者の中から、条件に合致する者を譲渡候補者と決定いたしまして、その譲渡候補者が住宅を建てるまでの間は、こちら定住用地を無償貸付をいたしまして、こちら住宅が建った段階で所有権移転をして、無償譲渡をするという事業となっております。

なお、こちらの所有権移転等に係る登記費用ですとかそういったものは、土地の譲渡を受ける者の負担というふうにしております。

また、こちら土地を譲り受けましたかたは、5年間条件を付けまして、禁止事項を設けまして、それに違反をする場合は違約金をいただき、さらに土地の返還をしていただくというふうになっております。

こちら事業の期間につきましては、令和4年4月から実施をいたしまして、定住用地無償譲渡が完了するまでの期間を事業期間といたしたいと思います。

また、19ページに記載がありますが、こちら4に無償譲渡する町有地、定住用地の設定をしておりますが、こちら1から7まで新道地区の町有地を無償譲渡の定住用地としたいというふうにしております。

予算につきましては、それぞれ登記費用ですとかは、土地を譲り受ける者の負担としていたするため、計上しておりません。

また、歳入につきましても無償譲渡となることから、同じく計上をしていないところであります。

また、この定住用地につきましては、現在は新道地区の7筆になりますが、ほかに適地ができた場合は、適宜追加をしてみたいと考えております。

こちら、資料の20ページにつきましては、こちらの先ほど来説明しております、事業の大まかなフロー図となりますので、こちらご参照いただきたいと思います。

また、21ページから25ページにつきましても、こちらの木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例、ミライアル条例こちらの活用例となっておりますので、こちらそれぞれご参照いただければと思います。

最後に、5ページにお戻りいただきたいと思います。

7の条例の施行日及び期限であります。条例は令和4年の4月1日から施行しまして、令和9年3月31日までを期限としております。

こちら、移住・定住に係る各種対策を集中的に行うため5年間の期限を設けておりますが、これは5年間でこれを終了するというものではなく、5年という期間の中で、事業の

ブラッシュアップですとか新たな事業展開などを検討いたしまして、さらなる見直しを図るための期間として5年間を設けているものです。

こちらで以上で、木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例（案）、及び木古内町定住用地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例（案）の説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしくお願いたします。

平野委員長 それぞれ、質疑をお受けいたします。

相澤委員。

相澤委員 相澤です。おはようございます。

定住用地の無償貸付譲渡に関する条例の案に載っているんですが、それで何点か確認したいところあったので。

まず対象者、これ例えば単身赴任とかで世帯主一緒にいられないという場合も該当になるのかどうか。それから、例えば夫婦とか親子とかで共同で申請するというか共同名で申請するとか、そういうことできるのかどうか。まず、一つ目お願いしたいです。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 相澤委員のお尋ねであります。まず単身赴任にかかりますかたがこちら申し込みできるのかということとありますが、こちら26ページの第5条の第2項であります。こちらにつきましては転勤等の理由で定住することが困難な者であっても自分の住宅を町に建設しようとする者は、譲渡対象者とみなすことができるとしておりまして、こちらにつきましては、例えば申請者ご本人が転勤などでいなくなってもご家族のかたが住まわれるのであれば、対象とするということとしております。

また、共同名義で所有する場合がありますが、こちらにつきましては、共同名義であってもこちらページ数あれですが、こちら共同名義に対しましても、共同の中であれば所有の持ち分にかかわらず、どちらかを申請者とするすることができることとしておりますので、そちらでご了承いただきたいと思っております。

平野委員長 相澤委員。

相澤委員 二つ目の共同の部分に関しては、どちらかで申請すればと。あと移住、建物ができた時点で居住できればいいということですね。

それから、これらのことを実施するにあたって、贈与税とそれから不動産取得税の関係の税金の関係、そういうのはどういうふうになりますか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちら無償譲渡した場合の税金ですが、こちらにつきましては法人から個人へ土地ですとか無償譲渡した場合は、一時所得というふうになります。

それで、実際所得税の課税の際に、一時所得としてみなされまして、だいたい木古内町こちら新道地区の土地です。こちらの評価額相当額がだいたい100万円程度となっております。こちらの土地に関しましては、だいたい所得税で試算をしたところですが、だいたい3万円程度の課税になるのかなというふうに考えています。所得税で課税をされます。

ですので、贈与税ですとかそういったものではないということになります。所得とみなされるということです。贈与ですとかそういうのではなくて、法人から個人に譲った場合は、一時所得になります。個人から個人では贈与税になります。なので、所得税の計算の中に含まれるということです。確定申告ですとか年末調整ですとかすると思うんですけれ

ども、そちらで支払う所得税に含まれるということになります。無償譲渡であってもそういった赤字になると。それは、税務署のほうにも確認をしておりますので、そのようになるかと思えます。

あと、そのほかに登録免許税がかかります。こちら新道地区の土地で試算をしましたら、だいたい万7,000円程度かかるかなと。あと不動産取得税ですが、こちらにつきましては、土地の評価額100万円程度で計算をしますと、おそらくは免税店に行かなくて課税されないのではないかというふうに試算をしております。

また、印紙税につきましては1,000円かかりまして、だいたいですみません。先ほど3万円程度と言いましたのは住民税、町道民税の影響額でありまして、所得税につきましては、だいたい6万円程度多くなるかなと。登録免許税、不動産取得税、印紙税等あわせましてだいたい11万円程度の税になるかなというふうに試算をしております。

平野委員長 それについては、特にあれがないということでもいいんですよ、そういうことを聞きたかったと思うんですけども。

ついでにその話の流れでちょっと私聞きますけれども、いま土地だけの例で11万ぐらい、事例が実際相当数あるんですけども、個人所有の物件、家・土地付きのをただで譲りたいというかたが結構いらっしゃるんですけども、それを良かった、ただでもらえると言っても取得税で土地と建物、規模にももちろんよりますけれども、5万から12万ぐらい、それから建物も同じ。ということは、それ掛ける2が税金がかかる。プラス、登記するのに土地・建物あわせてやはり15万ぐらいかかるんですよ。均すともらうということでは税金と登記代だけで30万ぐらいかかるんですよ。その部分についてのことは、それは個人でももちろんやってくださいということでもいいんですよ。それは、追加でサービスはしないということ。

ほか。

相澤委員。

相澤委員 中身でいけば建物を建築するのにローンは使えない扱いになるんですけども、この辺はどうにかならないものですか。建物を建てるだけでも1,500万・2,000万っていう金額かかると思うので、かなり建てるほうとしてみれば負担だと思えますね。その辺どういう考えでおられましたでしょうか。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 相澤委員のお尋ねであります。こちらにつきましては当然、土地を無償譲渡いたしますので、土地にかかるローンは組めませんが、家屋の建築にかかるローンは組めるものと考えておりますが、そちらで対応していただきたいというふうにこちらでは考えています。

平野委員長 相澤委員。

相澤委員 ローンを組むという形になれば一般的には土地・建物、当然自分のものになるということであれば、銀行のほうには当然として下の土地も求めるようになるかなとは思いますが、その辺はそこまでは考えていなかったってこと。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

(0:39:08)

休憩 午前 10 時 09 分

再開 午前 10 時 17 分

(0 : 47 : 10)

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

安齋委員。

安齋委員 安齋です。

木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例の概要ということで、説明がありました。その中での 6 ページに影響額ということで、資料が載っています。

こちらのほうなんですけれども、あくまでも参考という程度のものだとは思いますが、この中で定住されるかたの年齢や配偶者、子ども、年収というような状況がありますけれども、この年収によって町道民税なり固定資産税っていうのが算定されていくようになると思うんですけれども、ここで 45 歳で年収 600 万とか 30 歳で年収 300 万っていうのは、この辺の平均ではあり得ない金額だと思うんですけれども、これはなぜこの金額で算定したのか、これの基準になった内容をちょっと教えていただければと思うんですけれども。

平野委員長 田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちら 6 ページの資料につきましては、安齋委員のお尋ねのとおり、こちら参考ということで掲載をさせていただいております、こちらが必ずしもこのかたが移住されるということではないということで、まずご理解いただきたいというのが一つと、この年齢設定にしましたものとしましては、こちら国土交通省住宅局によります、こちら住宅市場動向調査報告書というものがあまして、そちらによりますと住宅の取得です。そちらの 1 回目の住宅取得する平均年齢というのがだいたい 30 歳代から 40 歳代ということであります。また、はじめて家を建てるかたの年収につきましても、平均しますと概ね 400 万から 600 万円程度というところの設定がありましたので、こちらを参酌をいたしまして、試算をさせていただいております。なので、木古内町の年収ベースと比べますと若干開きがありますが、当然我々移住ですとかそういった関係で、都市部ですとかそういったところからやはり来ていただきたいということもありますし、やはり家を建てるとするとだいたい平均この程度の年収の割合が多いということでもありますので、そちらを参考にさせていただいたということでもあります。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 今回、提案になる 2 本のこの条例については、以前から我々訴えているように、時期が遅かったなっていうのが本当に残念な思いで、これはやはり木古内インターの開通前にきちんと整理をして、やはり函館、七飯、北斗へ訴える良い材料だなと。なぜ今日まで遅れたのかなっていうのがちょっと残念な思いです。

それとこのしあわせサポート、これに入学祝いが入っているっていうのは、これ町長の言う子育て支援の事業なのかなっていうふうに思っているんですよ。これが移住・定住につながるっていうのはどうも理解しづらい。そのくらいだったら移住・定住につながる、やはりよそから人を呼び込むようなもっとやはりそういう事業を入れるべきでないかなと

思うんですよ。というのは例えば下水の援助だとか町外から来たら100万助成するだとかってなんかやはりよそから見て木古内町さんっていう感じでなければ、この入学金があるから木古内に転入するっていうかたいですか。私は、やはりこの辺がちょっと疑問なんですよね。もっとせつかく令和3年に地域力向上プロジェクトを立ち上げて1年間検討した結果、もっとやはりいろんなそういうことが出せなかったのかなっていうのが一つ残念です。この入学金については、本会議等の一般質問等の中で、若干議論させてもらいますので、これ以上の議論はしませんけれども、あとこの無償譲渡についても、新道の分譲地。

既に取得したかたがいるわけですよ。だから以前、常任委員会だったのか懇談会かちょっと忘れたんですけども、その議論も途中で途切れてしまっているんですよ。そのかたに対する例えば救済措置があるのか、これは時限立法、令和4年4月からの時限ですよっていう法律ですから、それはそれで該当しないからやむを得ないんですけども、そうではない条件の中でこの新道の分譲地を取得して、いま生活しているかたがいるわけだから、そのかたに対する救済っていうのかどうするのかっていうのが、なんでここに明示しないのかっていうのもちょっといただけないなっていう気がするんですよ。これについても条例提案になりますから、その辺含めた部分の議論をさせてもらうことになるのかなっていうふうに思っています。その部分は今日までこの事業の立ち上げが遅れたっていう要素、無償譲渡の分譲地の既に取得してそこで生活しているかたへの対応含めて、答弁お願いします。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 竹田委員の提案が遅すぎたのではないかというお話ですけども、先ほどおっしゃいましたように、前々回の委員会の中でも土地の譲渡の企画、提案はさせていただきました。様々な意見をいただいた中で、改めて中身を検討しまして、今回提案させていただきました。

確かに提案時期と言いますかもっともっと木古内インター開通前に前の年、前の年と早めの提案というのはしなければならなかったという思いは確かにもっておりますが、このたびしっかりと庁内で職員でプロジェクトチームを立ち上げて、その検討内容をしっかりと理事者含めた中で、この形として「ミライアル条例」という形で、このたびしっかりと移住、そして定住に向けてという先ほどおっしゃいました入学祝い金についても定住という部分で、この括りで一つの条例の流れ中であるということで、提案させていただいております。いずれにいたしましても、時間はかかりましたが、このたびしっかりとまずは事業を私どもとしては、しっかりと組み立てができたということで、提案をさせていただいておりますので、時期的なものについてはご理解いただきたいと思います。

それと、新道の土地の件でございますけれども、既に3軒住まわれていて残り7筆ということで、無償譲渡という事業に取り組みたいという考えを持ちました。確かに売買という形で既に購入されておりますが、その方達につきましては、その時点でもう必要な考えをお持ちになった上で、その土地を購入されておりますので、そこはもう遡るですとか経過措置を設けるですとかそういう考えは持っておりません。あくまでも一旦線を引かせていただきまして、前に進んでまずはこの5年間で土地の無償譲渡に取り組んでいきたいという考えを持っての提案でございます。以上でございます。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 いま副町長、最後に言われた無償譲渡もこれ5年間。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 条例自体が5年間でまず取り組んで、内容をブラッシュアップして見直していくという考えを持っております。

平野委員長 ほか。

相澤委員。

相澤委員 何回も文言のことばかりで申し訳ないんですが、これに関する資料のほうの最後のページ27ページで、規則載っています。その中に、建物の建て終わって移転登記する申請する段階で出さなきゃならない書類ということで、建築基準法の確認検査済証それはわかるんですが、二つ目の家屋の所有権保存登記済証という形で載っています。いま登記済証って言い方していないんですね、その辺。例えば登記権利証明情報(0:59:28)、または全部事項証明書という形にしたほうがいいんじゃないかなと思います。どちらにしても今回提案があった条例ですか、かなり期待を持てるものと私は考えておりますので、上手くいってほしいなど。前段でいろいろお話ししましたが、その分条例このままとおって実際にお客さん移住者が来て、その時点の説明の時点で十分その辺留意していただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

平野委員長 第7条に関していまの相澤委員の意見をもとに再度調べて、3月の上程の際には適正な文言に変えていただければなと思います。

平野委員長 又地委員。

又地委員 何点かあります。

まず、4ページの我が町の生産年齢人口を精査しているかどうか。まず、1点。

それから4ページ、目標値をここに上げていますよね。4番、下のほうから2番目。例えば、15棟だとか20棟だとか空き家バンクと。これは、こういうふうに上げてきたことは別段良いんですけども、目標値ですから。将来我が町の住宅マスタープランとの整合性をちゃんと今回上げてきた部分とかみ合わせをしているのかどうかと。まずそれが2点。

それから、資料No.1の影響額なんですよ。随分上手く計算したなと思っているんだけど、私はこれから100万引かないとだめだろうと、影響額。ということは、町有地を100万くらいのをくれるわけだから、本来であればこれから100万ずつ例えば1番目、2人世帯がどうのこうのって。357万7,800円から100万引かないとだめだ、これ。それが実際の影響額と私は考える。その辺の見解。

それから10ページ、多世帯同居リフォーム支援事業これは現在、例えば双方ともお父さんなりお母さんなり、おじいちゃんおばあちゃんなり、そして自分達がともに町に住んでいる所帯でもいいのかどうか。

それから次、13ページの部分でこれ家賃補助事業、大した良いなとは思いつつも、例えば町内の民間の賃貸住宅、これ必ず木古内は不動産さんが仲介してくれているようだけれども、実態として例えば敷金のことにはちょっと触れたいんです。敷金だとか前家賃だとかあるんですよ、不動産さんが仲介する場合。やはりその辺をちゃんと町内業者、これ見れば緑地さんが一番多いんだよね。多いんだけど、その辺りで敷金例えば何か月だとかそういうのを調べているかどうか。ということは、ここにある「敷金及び共益費、駐車

場使用料等を除く」ってあるんです。その金額が結構民間のアパート借りる場合、負担になっているんだ、実際には。家賃が例えば民間であれば2万5,000円くらいだ。高いところで3万5,000円くらいもあるかもわからないけれども、その辺をちゃんと調べておいて、そしてなんか手を差し伸べてやる方法があるのではないのかなと私はそう思っているの、ちょっと調べているかどうかその辺お知らせください。

それから15ページ、小・中学校の入学祝金支援事業をまたお金をくれることにしたんだなという思いはあるんだけど、悪いとは言っていない。ただ、入学祝金なので、入学する時にお金がかかるんですよ、服を買うとか靴を買うとか。であればなぜ5月なのと、なぜ5月なんですかって。私は早くやればいいなと思うんですけども、その辺。

それと、例えば小学校にしても中学校にしても、町の経済を考えた時に現金支給でなく、現物支給っていう方法を考えなかったのか。これは、例えば運動靴、全員同じ靴、文数は違うかもわからないけれども。そして、町内から購入だとかいう方法は考えないで、ただ現金支給という1点でいくという方針なのかどうか。その辺いろいろ予算計上していく部分では、いろいろ議論したと思うんだけども査定の段階で、そういう話が出なかったのかどうかちょっとお伺いしておきたい。以上です。

平野委員長 順次、答弁願います。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 まず生産年齢人口につきましてであります、こちらにつきましては推計であります、およそいま令和2年度の国勢調査で、人口が3,832人となりまして、そちらのほうで人口を計算しますと、概ね1,700人程度がこちら生産年齢人口。こちら15歳以上65歳未満という基準がありまして、そちらの人口がおよそこの程度いるかというふうには、1,700人弱です。いらっしゃるかなというふうに推計をしております。

また続きまして、多世帯同居リフォーム支援事業の要件につきまして、例えばご両親ですとかご両親とあと申請される同居されるかた、それぞれ町内にいらっしゃる場合もこちらは対象にしております。なので、そういったかたが新たに両親と住むよということで同居される場合は、このリフォームの対象となるということでご理解をいただければと思います。

続きまして、定額家賃のこちら敷金ですとか駐車場代ですとかの実態を確認しているかというところではありますが、こちらちょっとまだ確認しておりませんので、確認をしたいと思えます。ただ、こちらの事業に関しましては、やはり定住をしていただきたいというまず願いでありますので、長い家賃の一部の補助ということで、現段階ではまだ敷金ですとかそういった駐車場代ですとか除いた分ということでの考えは変わっておりません。

入学祝金の関係ですが、こちら確かに実際は入学する前に物ですとか購入をしまして、準備をするのにお金がかかるというところは、確かにそのとおりに思います、やはりこちらにつきましては木古内町にやはり定住をしていただきたいという中では、やはり3月ですと異動の時期でもありますので、3月ですとかそういったところに交付をしますとやはりどうしても異動ですとかされるかたもいらっしゃるのかなというところで、基準日を入学式というところを設けまして、そういったかたに交付をするためにだいたい5月までには支給をしたいなということで、後払いにはなりますけれども、そういった中で経済的な負担を支援していきたいなという考えで設定をさせていただいております。

また、現物支給につきましても、こちらのほう実際予算この事業を組み立てる段階でも考えたところではありますが、やはりいろいろ入学に関しましても様々なところから物を購入したりですとかそういったものもありますので、なるべく町内で使っていただきたいという思いもありますが、やはりそういった中ではそういったものの使いやすさですとか後払いになるという部分もありますので、そういったところを考慮しまして、現金支給が一番そぐうのかなということ、こちらのほう判断をしたところでありまして、以上です。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 住宅マスタープランとの整合性でございますけれども、現状のマスタープランとの整合性という部分では、とれてはおりません。ですが、来年度令和4年度、住宅マスタープランの更新予定でございますので、そこにあわせて整合性をとれるような形でしっかり連携のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 いまの副町長、私は例えば目標値をこうやって出してきたわけだね。その時点で、同時に従来の住宅マスタープランはこうだなと。そうしたらいろいろ出てきた、お金を出してやるっていう部分で。それは、町場の経済も例えば町内の業者を使えば50万だ100万だって上積みしてやるよという部分で、実際に目標値に達成すれば結構な金額になるんだよね。そういう部分では、町の経済も少しは動くだろうとは思うんだけど、例えば目標値、空き家を活用した住宅設備は15棟、空き家バンクの登録件数20棟だとかっていうものが出てくれば、たった35だ。35って言えば大平団地があれ25ですよ、5階建てで。そうすると当然、我が町の住宅マスタープランの変更っていうのは、同時進行でいく計画なりを立てないでだめでないのかと私はそう思うんですよ。それがいま副町長から次年度以降というような話なんだけれども、ちょっと急いでもらわないと困るなという気がしています。例えばなぜその話をいうかと言うと、港団地の2基工事振興計画の中に載っているわけだ。そうすると1棟5階建てで24戸だ、入っているのが。一つは25 **なの** **のに？ (1:12:54)**、一つは住んでいる人方の会合の場所ということで一つ部屋空くわけだし、そうすると優にこれ目標値を達成するともう35にもなるし、上手くいってくれればいいなと思いつつも当然住マスとの関係が出てくるだろうし、その辺を少し足を速めてやっていただきたいなとそんなふうに思っております。

あとは、本当は小・中学校の入学の支援に関しては、町長のほうから答弁もいらなかったな。というのは、例えば町の経済を考えながらいろんな政策を立てている。それはわかるんだけど、例えばいま田畑課長が言ったように、転勤がある、異動があるというような話。そんなのは前から掘める話であってと思うんです、私は。であれば、町内から運動靴を例にとったけれども、町内から買って文数を調べて、そして子ども達に全部現物としてくれてやるのかという方法というのは、私はあっていいと思うんですよ。それお金を例えば現金を5万円くれると。例えば町内ではたして5万円もらって、町内でいくら消費してくれるだろうと。全部例えば函館に行かれたら何も経済効果出てこない。そういうことも小さいかもわからないけれども、その辺りも気を配っていただきたいなとそんなふうにも思っているんで、本当はこれはたぶん5万円支給だとかっていう部分は、私は町長の子育て支援の絡みで、町長の政策だろうと思っているので、本当は町長から答弁を聞いたかったんだけど、わかりました。そんな形で少しコロナで経済停滞していると

いう中で、その辺にも気を配ってほしいなどそう思っておりますので、よろしくお願いたします。

平野委員長 ほか。

なければ最後に私からなんですけれども、まず昨年の11月に町有地の促進事業とあわせて、様々な交付をするというのはいろいろな各委員からの声がある中で、大幅に改良して移住・定住のこのような提案がされるということについては、竹田委員の言うように遅いという気持ちもありますが、何とか移住・定住の対策が出てきたなという嬉しい思いもあります。

そんな中、ちょっと何点かだけ確認したいんですけれども、まず条例の名称です。

「しあわせサポート条例」、それからこの通称を「ミライアル条例」ってこれが本当に良いのかなってちょっと違和感を私個人は感じるんです。何となく「しあわせサポート」って幼稚っぽいなっていう感じを私はしました。個人の意見です。「ミライアル条例」ってこれ通称っていうことは、もっと言いやすくするのが通称っていうのであって、呼びづらいですね、「ミライアル」って。なんのこっちゃっていう、「ミライアル」とかけていると思うんですけれども、通称にはならないと思います。しかも「ミライアル」っていう**じょうば？(1:16:52)**会社ありますし、はたしていいのかなっていう。これ意見ですから。

それから、同じく小・中学校の祝金なんですけれども、これ竹田委員、又地委員言うように、はたしてこのお金を配ることによって、移住・定住者はこれに食いつくのかなって言ったら、私ははてなだと思えますし、これ以上に移住・定住の人に予算を付けたほうがいいんじゃないかなという思いはありますが、私もこれまで様々な移住・定住の案を提案してきた中で、実際ここに載っていないものもありますし、逆に言っていないでも載っていたものもありますので、その中身については考え・思いいろいろありますが、本会議でさらに深く考えを問いただしたいなと考えています。

それから、様々な支給事業がある中で、これ条例の中を見ると例えば町職員です。町外に住まれている町職員が町内に引っ越しする時に、この条例を使えるのかどうなのか。なんかそこを使って、じゃあ木古内に住もうっていう職員がいそうな気がしないでもないんですけれども、その辺の考えについてはどうでしょうか。まず、ここまでにしておきます。

名称も一応答えられたら、答えてください。

田畑課長。

田畑まちづくり未来課長 こちらの条例の名称ですとか通称につきましては、こちらプロジェクトチーム及び町長、副町長ですとかとあわせて議論させていただいて、一応こういう名前ですってということで決めさせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

また、こちらの例えばマイホームの取得促進事業ですとかそういった町外に住まわれている公務員のかたが利用できるのかという質問ですが、こちらにつきましてはこちらマイホーム取得促進事業、あと多世帯同居リフォーム、あと空き家リフォーム含めまして、一応対象になるということでしております。

また、家賃の定住事業につきましては、こちら公務員を対象外としておりまして、一部住宅手当の支給対象とならないものは除くというふうに設定をさせていただいているところ です。以上です。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

(1:19:33)

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 10 時 54 分

(1:24:32)

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、あと本会議の中でいろいろ質疑もあると思いますので、以上をもちまして、まちづくり未来課の調査・報告を終えたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

(1:25:35)

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 06 分

(1:36:54)

<総務課>

3.【調査】防災について(令和3年11月2日豪雨災害の検証・総括)

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり未来課に続きまして、総務課の調査でございます。総務課の皆さん、お疲れ様でございます。

令和3年11月2日の豪雨災害の検証・総括ということで大きな題名、防災についてということで、資料が出ておりますので、早速説明をいただきたいと思います。

福田課長。

福田総務課長 総務課でございます。よろしくお願い申し上げます。

それではこのたび、昨年11月2日の豪雨災害、これにつきまして総括報告書ということで、作成をいたしましたので、ご説明を申し上げます。

説明のほうは、担当の工藤主査のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

平野委員長 工藤主査。

工藤主査 令和3年11月2日豪雨災害の検証・総括について、私、工藤より説明いたします。

はじめに、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。

配付しております、令和3年11月2日豪雨災害総括報告書9ページの雨雲の動きとキキクル、防災気象情報発表時系列の資料を掲載しておりますが、こちらの上段と下段が逆になっておりますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。

それでは、令和3年11月2日豪雨災害総括報告書に沿って、ご説明させていただきます。

1 ページ目の目次にもありますとおり、1. 総括・検証、2. 気象概況、3. 木古内町の被害状況、4. 町の対応といった流れで説明したいと思います。

それでは、2 ページ目をお開き願います。

1 番にあります総括・検証の概要として、このたびの災害対応については災害対策本部を設置して、災害対応を行ってまいりました。町内では住宅の床上浸水や床下浸水、また土砂崩れ、農林業被害等ありましたが、河川の越水等の大規模災害とはならず、人的被害についてもございませんでした。

また、今回の検証作業では、特に風水害時の初動対応について、このたびの災害によって見えてきた課題や教訓を木古内町地域防災計画や職員初動対応マニュアルなど見直しに反映させ、今後の防災対策のために、総括・検証を行ったところです。

検証方法として災害対策本部構成員、こちら木古内町の管理職の職員というふうになりますが、こちらを対象とした検証会議を行い、災害対応の状況、対策の実施手段や意思決定、判断の時期・内容、他部局や関係機関との連携・協力、浸水箇所の把握、その他の 5 項目について、整理を行いました。

整理した内容については、3 ページ目から 5 ページ目までに主な課題と改善方針というふうにとまとめておきまして、それぞれの項目の優先度に応じて、令和 3 年度内または令和 4 年の 6 月から 9 月頃といった出水期を目途に課題の解決に向け、取り組むこととしております。

各項目の主な課題や改善方針については、3 ページ目以降をそれぞれご参照いただきたいと思いますけれども、課題としてはいろいろあるんですけれども、主に職員の災害対応におけるマニュアルの整備や、それに伴う体制の構築、また住民への防災情報に関する周知や啓発活動の推進といった部分が主な改善点というふうに考えております。

続いて、6 ページ目になります。

6 ページ目には、今回の総括として当日の災害対応を時系列によって記載しております。

こちら説明させていただきます。

まず当町の対応として、13 時に災害対策本部の設置、13 時 30 分以降から自主避難所を町内 5 箇所に開設、21 時に避難所を閉鎖するまでに、自家用車内での避難のかたも含めて、合計で 26 名の避難者の受け入れを行ったところです。

また、その後の避難指示については、気象状況の変化や河川の水位の上昇に注視しながら、道路冠水による二次災害の危険性等も考慮した上で、16 時 10 分に土砂災害に対する避難指示を佐女川地区の住民に対して、発令をいたしました。この避難指示については、二次災害の危険性等を考慮した上で、妥当な判断でありタイミングであったというふうに考えております。

今回の道路冠水については、短時間での記録的な大雨や雹が降ったことにより、落ち葉等が道路側溝へ目詰まりを起こしたことが原因での冠水というふうに考えておきまして、担当課職員において、それらの処理を順次行って、冠水が解消されたというところであります。

今回の検証会議でもありました意見として、気象情報や様々な発令内容がわかりにくく、判断に迷うといったような意見もあったことから、今後については先ほどの部分と重複しますけれども、防災情報を住民のかたに理解していただけるような周知・啓発というものを行っていきたいというふうに考えております。

その後、17 時 30 分の第 2 回災害対策本部会議において被害調査の手法について確認したのち、災害対策本部を解散、その後全課体制での被害調査の実施、そして順次対応を行

ったというところであります。

今回は、経験のない豪雨における対応への難しさといった部分があるものの、職員初動マニュアル等の周知や理解不足というものもあり、適宜マニュアルの更新や職員に対する説明等の必要性を強く感じたところであります。

また、関係機関との協力体制として、消防や警察との連携に加えて、渡島総合振興局や函館開発建設部より職員の派遣を受け、助言等をいただき、今後についてもより強く連携していくべき部分であるというふうに考えております。

続いて7ページになりますが、2番の気象概況として降雨状況として、1日雨量・最大10分間雨量・最大1時間雨量を記載しております。

8ページ目については、11月2日の9時から15時までの10分間降水量と累計降水量を表したグラフとなっており、また9ページと10ページにつきましては、雨雲の動きとキキクル、防災気象情報を当日の11時から14時50分まで、時系列で並べた資料というふうになっております。

11ページ目については、11月2日と3日にかけて発令された気象警報のほうを記載し、12ページ目・13ページ目にかけては木古内町の被害状況として、人的被害、物的被害、主な被害状況というふうに記載しております。

主な被害状況については、土木関連、農林関連、教育関連の被害をそれぞれ記載しております。また、被害箇所や道路冠水等の主な災害発生箇所については別紙、令和3年11月2日豪雨災害発生位置図として記載しており、今回の報告書の後ろ2ページがそちらとなります。

14ページから15ページにかけては、当町の対応、災害対応の体制として災害対策本部の設置状況、当日発令した避難命令、避難所の開設状況、防災無線での放送内容というものを記載しております。それぞれご参照願います。

説明については、以上となります。

平野委員長 冒頭、会議開催前にコロナウイルス感染症の関連から説明は短くという説明、総務課の皆さん聞いてなかったと思いますけれども、それがあってか議会分短縮して説明いただいたと思うんですけれども、一番色濃い4ページ・5ページが今回一番最重要だと思うんですよ。それを反映されて総括の中に？（1：48：32）と思いますけれども、なんか一番主な課題だったり、実際？（1：48：38）終わったのかなと感じたんですけれども、いいです。皆さん事前に資料配付されていますので、質問の中で答えていただければと思います。

質疑をお受けします。

新井田委員。

新井田委員 どうもご苦労様でございます。

まず資料の提出について、ちょっと確認をさせていただきます。

当初、常任委員会でもこの被害に関しては、状況含めた形で答弁いただいたり、確認をしたりさせていただいている経緯があるんですけれども、私の記憶ではそもそもこれ総括を出せというお話をいただいたのは、これ議長からなんです。その中で、じゃあいつまで出すんだというような流れの中で、確か私の記憶しているところでは、総務課長から12月まで出すというようなお話だったと思うんです。私、12月の一般質問の中でそれが出

てきたならば、内容をちょっと確認した中で聞きたいところは聞くと。そんな流れでイメージをしてたんですけども、最終的にはいまに至っていると。この3か月ですよ、言わば。この間っていうのは、いったい12月いっぱい出すというお話がいまに至っているという経緯は、いったいどうなのかまずこれ1点。

平野委員長 福田課長。

福田総務課長 12月中の提出といま言ったご質問でございましたけれども、そこら辺の認識につきましては、年内にというのは町内会館と避難施設となり得る場所への備蓄品の常備、配備です。これについては、年内という私も認識をしております、この報告書につきましては様々各課から課題等集約した中で、今後の対応方針等も検討するというところで、3か月かかったというのは遅いと言われればご指摘のとおりかと思えますけれども、ちょっと時間はかかりましたけれども、まとめがこの時期になったということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 ああそうですか、ちょっと私は全体の総括を12月いっぱい出すよという流れで聞いていたつもりでいたものですから、いまその辺について確認をさせてもらったんですけども、いずれにしてもこの内容はわかりました。総務課長の言わんとすることわかりました。理解しましたけれども、いわゆる総括書の中身については、まさに私個人的にはいろいろ記入されている部分はありますよね。主な課題だとか、改善の方針だとか、いろんなこと書いています。これって言わば防災に対する**いっちょうめ？ (1:52:26)** ですよ、言わば。なんかレベルがあまりにもちょっと私のイメージとかけ離れていって、あああまりちょっと良い言葉が出ないんですけども、特にこのBだとかAだとか評価を自分方でしているんですけども、本来これなんてみんなAでなきゃだめなはずなんだって、私から言わせると。いろいろいま委員長からもあまり簡潔に言えということだったので、そんなふうには思うんですけども、ただ6ページの総括においても、例えば中段ちょっと下です。「意見として」っていうことからダーとあって、「平時から防災情報への理解度の向上を目的とし、広報等での啓発を行っていく」とかって文言あるんですけども、これってやはりこういう文句自体が私おかしいと思うんですよ、課長。防災意識ってなるものっていうのは、平時と有事っていうのは当然防災っていうのはみんな有事なわけですよ。だから、それは平時からきちんとイメージしとかなきゃだめだっていうことで、常日頃から我々はお話をさせていただいているわけですよ。だから、そういう文言も含めて非常になんか違和感を感じますね。残念なのは、教育機関の主たる避難所である公民館、これが記事として記載がない。一番被害があったところが記載がない。あるのは13ページ、地下室の浸水だとか、陶芸釜水没だとかって、いとも簡単に我々これ現場見ましたけれども、だけれどもこういう部分っていうのは、やはり一般質問でも話したように、行政としてもああいう事態なんだ、だから今後どうすべきだっていう課題が当然あるわけじゃ**なかったですか (1:54:58)**。だから、そういうの記載も全然ないわけですよ。こういう部分って非常に残念だし、見た目は非常に課題だとかいろんなことをAだとかBだとかって書いてあるんですけども、どうもやはり認識度に欠けているんじゃないかと思えますね。

この辺は強く感じます。特に職員間もここにも載っているけれども、有事の際での例えば合羽がないとか服装が何だとか長靴がないとか、そんなのないですよ。なかったら裸で

やればいい、そんなの。そのぐらいの普段のやはり防災意識ですよ。それがやはり町長も含めて、いろいろわかっていることじゃないですか。？（1:56:03）対策本部を設けたとか当然な話で良いんだけど、内容は非常に私は本当に大丈夫なんだろうかって。これが例えば地震と一緒に同時発生したら、もうアウトですよ。だから、そういう想定をやはりきちんと私は何回も言うんだけど、日本各地でいろんな事例があって、それを我が町に置き換えるっていうことが大事なわけですよ。だから、片手間でやっているから大変言葉悪いけれども、あんまり対処が適切でないことも多々あるんじゃないかと思いますね。だから、こういう文書で例えば先ほど言ったように、気象情報がこうだからああだとかって私はこんな資料なんていないと思うんですよ。これ見たって私わからない。問題はやはり本当に我が町に対する 11.2 の中で、本当に周知も含めて何が本当に抜けていたんだとか、その辺のなんか軽くまとめられているんだよね。だから、いろいろ飛んだ話しましたけれども、やはり3か月っていう期間も非常に個人的にはおもしろくないし、そういう認識度があまり感じられない。だから、これはこれとして私も参考にして、また機会があったらなんかの形で提案したり質問したりさせていただきますけれども、個人的には本当に大変なんか違和感を感じたこの提出書類というふうに思いました。これ感想ですから。

平野委員長 答弁はよろしいということでしょうか。

ほか。

東出委員。

東出委員 東出です。

まず総括のこの文章を見て感じて、まず良かったと思うのは1点あるんですよ。

ということは一つは、災害起きた次の日、全職員でもって全町の被害実態をまめに回ったというのは、これは平成3年の木古内川氾濫の時には、そういうこと一切なかったんですよ。今回、こんな大きな災害の時に、次の日よく全職員が早くから1戸・1戸足を使って、状況を確認して歩いたなど。ここは、やはり私は評価してあげたいと思っています。

ただ、次にもう一つ聞こうかなと思うのは、ある人から聞いてはいたと思うんですけども、こういう事態になった時には、現地を回らなきゃならないですよ。農地方面行ったり、釜谷方面行ったりとそういう人を決めて、そっちのほうすぐ行ってみようとか、それから町民から連絡入ったりした時に動く時に、私はやはりこれちょっとお金のかかる話なんですけれども、いま大概皆さん乗っているのは四駆の車なんですけれども、やはり水に強いのはディーゼル車ですよ。いま庁舎内の中見た時、町所有の車の中で、やはり私ある意味では、四輪駆動のジープ系の車両も私はディーゼルで必要じゃないのかなというふうに私思うんですよ。行ったはいいが水没してガソリン車ですとエンジン止まっちゃったりするけれども、ディーゼルだったらなかなかそうはならないので、そういう車だとかそれからこれは万一の場合今回はどうだったかわからないんですけども、木古内川の樋門管理、これ道から確かお金もらっていますよね。樋門管理を委託しているんですけども、これらの人達との連携どうなっているのかな。いち早くやはり樋門管理者に連絡をして、ゲートを閉めたりなんなりする必要があるんじゃないかと私、これを教訓にして今後の参考にしていただきたいと思うし、それからやはり今回、中小の河川が氾濫したんですけども、今回被害はなかったんですけども、南本町を流れる塩辛川です。これは、鶴岡の山のほうからずっと水来ているわけですよ。ところが生協さんの前に行くとかだいたいもう私

手を広げたら、それくらいより川幅ないんですよ。そして、最終的に何をしたかと言うと樋門のほうに行って、ポンプアップしなきゃならないというものもあるんですけども、そういう何点か課題は出たんじゃないかなと思うんだけど、総括は総括として認めつつも課題っていうのはなんかあったんですか。その辺はどうですか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 私のほうから建設水道課に関する部分に関するご質問だったので、お答えしたいと思います。

まず、平成3年度の木古内川の時の現地の確認とあと住民等の確認の安否確認ですか、こちらにつきましては町長の指示の下、実施した経緯がありますので、そういったことで動いたことでございます。

車のことに関しましてですが、これ実際ことしの予算査定の中でも財政含めて副町長含めて、議論させていただきました。この件につきましては、認識としては必要だという認識はあるんですが、そこら辺は今後の公用車の更新計画の中で、再度煮詰めた中で、購入のほうをできるだけ早い段階でしたいということで、内部のほうの話はしております。

次に、木古内川の樋門管理についてでございます。

この11月2日の時点の樋門管理の実態としましては、短時間での雨量でしたので、そういった等の樋門・樋管の操作の指示はできなかったというのが現実でございます。

なお、事前にわかる防災なり大雨の状況の時には、それぞれ建設水道課職員も含めた中で、樋門管理のゲートの開け閉めのことを管理している状況でございます。

最後に、南本町の塩辛川の管理についてでございます。

これは、以前から南本町地区からもいろんな要望なり声をいただいております。実際、7・8年前ですか、塩辛川があふれまして最勝寺さんの墓地まで水が付いたという事例もございます。この時は、雨と波浪、要は波によって木古内川の河口閉塞があったということで、こういった事例が起きたということでございます。今回、11月2日の事例を含めた中でまだ計画、予定としてなんです、塩辛川の道路、砂利道のところにちょっとした土を盛るということをいま計画しております。そういった中で河積？(2:05:57)、要は川の水が流れる断面を増やして冠水しないような対策は、今後とっていききたいということで計画ではございますが、やっていきたいと思っております。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 当然、車の件に関してはこれからの公用車の展開を見据えながら、何とかぜひいれていきたいという考えはこれは理解しますし、ただやはりこれは水害だけじゃないですよ。きのうみたな大雪の時だって、強いて言えば鶴岡の神社から中野に抜けるって無理なんですよ。埋まっちゃいますよ。ましていま本当に大きな事故(2:06:49)もあるけれども、そんなこと含めてやはりこれは最低1台でもいれて、そして？(2:07:01)時だから救助活動に使いたりもするんですよ。だから、本当は早急にやはり何らかの形で車更新時を見計らう中で、早くテンポ良く？(2:07:16)やっていただきたいと思う。

樋門管理の関係については、現課で今回想定外だったので、連絡取れなかったと言っていましたけれども、十分管理する依頼している人との連携はとっていただきたい。

ただ、塩辛川はこれは最勝寺に向かう砂利道のあの辺をかき上げて川幅が広がったと？(2:07:48)言うけれども、あそこじゃないと私は思う。もっと上なんですよ。実際、現

地歩いてみたら本当に普段はおとなしいですよ、あの川は。すごいおとなしい。しかし、一回暴れたら手も付けられない川なので、そうすると南本町のあの最勝寺の一面、一発でいっちゃう。ここは、やはり早く手を打つべきだと私は思うので、何らかの機会ではこれは十分検討、それから早急に手をどうしたらできるかということを考えていかないと大変だなと私は思うんです。それは、私からの要望にとどめておきます。

平野委員長 いまの東出委員の質問じゃないんですけれども、全戸訪問したことに対して評価のお言葉あったと思うんです。全町民の安全を確認して素晴らしいという意見だと思うんですけれども、反面、この課題としてはそれを行ったおかげで、現場の対応や担当分野の調査に遅れが出たという実態もあるわけですね。これを踏まえた上で改善方針については、再構築を図ると書いておりますけれども、職員の人数が限られている中、じゃあ再構築することによって全戸訪問を今後止めるということなのか、その辺の具体性はBということなので、来年ですか令和4年の6月から9月にそれを提出というか決めるということなんですけれども、いま現在の考え方として何かまとまっている部分ってあるんでしょうか。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 それと、先ほど新井田委員のそもそも災害の場面で、合羽・長靴が不十分で論外だぞという言葉あったと思うんですけれども、それに対しても改善方針として、「必要な装備の事前準備や持参を心掛けるように周知する」ってこの程度の言葉でいいのかなって。そこもちょっと答弁としてはいただいていたので、これ自分で持参しているのは当たり前であって、それが家なのか職場なのか、そこに行く時には必須ですよ。それをやはり「心掛けるよう周知する」ぐらいの言葉じゃもう全く今後も変わらないんじゃないのかなってイメージしちゃうんです。そこも含めて、竹田委員も関連ですか。

竹田委員。

竹田委員 災害調査の部分で、全職員で調査をやった。これは、東出委員から褒め言葉が出ていましたけれども、私はこういう災害いろんな場面で、やはり地域連携を図るべきだと思う。町内会をやはり活用するべきだと思う。一番現場っていうかその地域の状況がわかっているのが町内会なんです。ですから、職員も一緒に同行する。だけれども、町内会の協力も仰ぐ。どうしてもやはり町内会自体も高齢化になっているから、対応できないっていうその地域については職員だけで対応するだとか、やはりそういうことを私は一番大事だと思うんですよ。ただ、職員が行って被害なかったかあったかって、それだけで例えばチェックして帰るわけだ。町内のかたであれば、ここの家の場合は例えば家の横・裏がどうなっているだとかって確認しようだとかっていろんな場面が出るんですよ。やはりそういうことを考えれば地域連携の中で、町内会を活用って言いますかした部分での行動をやはり図るべきでないのかなっていう。

平野委員長 竹田委員、聞いてみましょう。まずそのことも記載はしているので改善方針の中に、町内会との連携を図るって。

竹田委員。

竹田委員 それからもう1点だけちょっと質問しますけれども、6ページの部分では道路冠水の部分で、枯れ葉だとか雹でグレーチングが目詰まりしてオーバーフローした。本当にそれだけなのか、ここでは道路の部分しか言っていないんですけれども、例えば公民館

含めて本当に落ち葉だとか雹が目詰まりしてグレーチングで公民館が浸水したっていう報告なんだけれども、私は違う角度で施設の容量が例えば排水の関係が小さかったとか、もっとやはり出口を増やすとか、そういう対策だって出てくるのかなって思ったけれども、設備はなんともない。ただ、葉っぱがグレーチングを覆って冠水したんだっていうそういう部分と、それから13ページ以降の例えばハウス含めて冠水したっていう被害状況だけ書いていますけれども、例えば。

平野委員長 竹田委員、先ほど関連の質問のみ受け付けたんですけれども、いまの被害のちょっと1回止めて、そこまで1回区切ってください。

福田課長。

福田総務課長 ただいま多くの質問をいただきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず全戸調査についてなんですが、これにつきましては職員の数も限られているという中で、災害の規模これによってどの程度の範囲までの調査をするか、程度の調査をするかというのは判断してまいることになると思います。これを受けまして、今回の事態を受けまして今後、改めて大雨災害時の対応マニュアル等を作成していく中で、職員数もきっちり考慮したエリア担当ですとか、あるいは災害の規模によつての被害調査の程度ですとか、こういったものも定めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、職員の体制、装備に関してのご質問もございました。これらにつきましても、やはり職員個々が町職員として災害時のとるべき対応、これについては平時から業務の中で即応できるような体制と意識、それは長靴ですとか合羽ですとかそういったものも含めて、そういったものを今後きっちり持っていけるように、常に緊張感を持てるようなこれもマニュアルの中で対応するとともに、また職員教育の観点からも例えばグレーチングの目詰まりの取り方ですとか、どこにグレーチングがあるかという場所、こういったものも職員が覚える機会と言いますか学習する機会も必要だというふうに考えるところでございます。

それから、グレーチングだけが原因なのかと水の氾濫です。ありましたけれども、グレーチングにつきましては道路であれば道路構造令ですとか、駐車場であればその駐車場の面積にあわせた排水の設備の大きさ、構造というものがありますので、それに則つて施工はしているので、現地を当日確認した中では、やはりグレーチングの詰まりというのはそれだけとは言えるかどうかわかりませんが、ほぼかなり大きなウエイトを占める要因だったというふうに思っております。

それから、町内会との連携というお話もございました。これにつきましても今後、自主防災組織の進める中で、やはりその地域地域の土地勘ですとか、例えば雨降つた時には水が付きやすい場所ですとか、そういったものもやはり地域のかたというのは我々よりも熟知されているところもございまして、避難所開設も含めた町内会組織等との連携、こういったものも今後きっちり整理をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

平野委員長 竹田委員、関連以外の質問どうぞ。

竹田委員 排水の関係ですけれども、例えば公民館ばかりでなくて町道・道道、下町の道新さんの前辺り、あの辺は昔からって言い方おかしい、もう道路ができて大雨が降るとあ

そこ冠水する場所なんですよ。今回だけでないんですよ。私は、そういうことを指摘しているんですよ。例えばいま、中央通の改良やる。その中で例えば排水管の入れ替えも同時に行うだとか、そしてそこには今後あのような冠水はしないっていう対策をやはりとるべきだと思っているんですよ。ですから、ただここで言葉だけのグレーチングの目詰まりだとか甍の目詰まりで冠水したんだっていう私はそれだけではないだろうと思っているものですから、その辺も含めて技術的な見地から十分な検討をしていただきたい。いま相手あることですから、ここでは即答は求めませんが、北海道とも協議するのかわで例えば町有地であれば庁舎内で検討していただきたい。

それから、12 ページ以降の被害状況は記載しています。？ (2:20:34) 例えば土砂？ (2:20:37) 13 ページのハウスの冠水、これについては例えば何月の時点で復旧したとか、これは大きな災害で新年度施工だとかってやはりそういうものも被害状況だけでなくて対応策もせつかくの資料には載せるべきじゃないの。例えば検討中なら検討中、いま積算中だとかいろんな状況があると思うんだけど、その状況が丸々この部分は手つかずなのか、もう既に綺麗になっている部分だってあると思うんですよ。例えば公民館なんかでも綺麗に掃除をして復旧したとか、そういうふうなやはり資料の作りにしていただきたいっていうことを要望しておきます。

平野委員長 ほか。

安齋委員。

安齋委員 安齋です。

資料の中に災害状況ということで、いろんな施設だとか場所だとかっていうのの状況が出ているんですけども、木古内町端から端まで一本で行けるといのは国道しかないんですが、国道の通行がストップしたような状況というのは全く書いておりませんが、それはなぜでしょうか。

また、この災害については私本当偶然なんですけれども、たまたま豪雨が発生した時に、公民館の下にいました。JRの橋桁のところで待避をしていた状況で、本当に発表がされた時間の5分か10分後には身動きが取れないという状況になっていました。この中で、職員の状況確認とかそういうのについては、下手に動くとかえって危険になりますので、例えばなり危機災害情報収集ダイヤルみたいなそういう電話なりを一本回線としておいて、役場の代表電話でもいいんですけども、その現場にいた人がここ大変なことになっているという情報をくれるようなそういう受け口を知らしめるような方法のほうがこういう緊急の場合にはかえっていいのではないかと。職員さんの人命、第一だと私は思うんです。

何をするのであっても怪我したり死んでしまっただけでは何もできませんから、そこをやはり第一に考えた時にそういった手法をとる。災害発生前の情報収集が一番大事だと私は思っています。それによって例えば避難指示であっても下手に避難所へ移動しないで、自宅で待機しておいてくれたほうが安全な場合もあります。そういったことも含めた内容がちょっと書いていなかったの、意見とか要望とかそういうことで話をさせていただきました。よろしくをお願いします。

平野委員長 福田課長。

福田総務課長 はじめに国道の状況について、記載がないというふうなご指摘がございました。これにつきましては、当時警察のほうで冠水状況から判断して、一時的な通行止め

というふうな対応をしていたというふうに認識をしてございます。ということで、今回の被害報告につきましては、町に関連する町有施設これを主体に作らせていただきましたので、今後関係機関協議というものの中にもそういった国道・道道含めた町有施設のみならず、連携する部分というのは詰めていきたいというふうに考えてございます。

それから、危機災害ダイヤル等のお話につきましては、今後、災害対応していく上での貴重なご意見として承りたいというふうに考えてございます。

平野委員長 職員の命を守る部分については、貴重な大事な意見を言ってくれたと思うんですけれども、考え方だけでもいいんですけれども。

福田課長。

福田総務課長 こういう降水時、降水量が多い場合は、まずは建設水道課が主体となって道路側溝、あるいは樋門・樋管こういったもの見回りに出動している状況であります。

当然ながら職員の安全というのは最優先でございますけれども、今後マニュアルを作成する中でもまずは職員の安全第一な上、それを踏まえた上でのマニュアル作成というものを意識して作っていきたくて思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

平野委員長 安齋委員、よろしいですか。

まだ数名質問者いるようですので、いまから質問を受けるとお昼ちょっと大幅にまたいでしまいそうなので、午後からも継続で審査したいと思いますけれども、都合は大丈夫ですか。ということで、昼食のため休憩といたします。

(2:27:26)

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、防災について総務課の調査事項ですが、質疑の途中で休憩といたしましたので、質疑から引き続き続けたいと思います。

又地委員。

又地委員 1点だけ、線状降水帯だとかって随分夏は暖かい時期にもあるわけなので、私は一つ提案をしておきたいと。例えば都会であれば団地を造る場合に調整池、あるいは配水池といった例えば大雨とか降った時に、一旦そこに貯めると。それをポンプアップして川だとかに流すという方法をとっているんですね。私、今回の11月2日の部分で病院の辺りを巡回してみた。そうしたら、やはり20cm近く雨がというかな、もう洪水状態だったと。中には車庫の中に水がもうばっさり入って、車庫の車を小笠原さんの家かな、幸連の育成牧場の。そこの小笠原さんの土地が高いので、そこに避難した車、置かせてもらった人が5件あった。私はある意味では、いつも大雨が降ると床上あるいは床下浸水するのが旧朝日団地の辺り、俗に言う稗貫団地と言うかな、昔で言えば。あの辺りがそうなんですよ。それで私は、調整池か配水池、取水地を作るべきでないのかな。その場所云々ということは、振りません。しょっちゅう雨が降るとそういうふうな場所があるのはわかっているわけなので、取水地若しくは調整池なるものを作るべきじゃないのかなとそんなふうに思っているんです。その場所云々ではないんです。例えばいま、公民館の部分がありまし

た。公民館の部分は、下のほうの駐車場は結構大きい集水桝なんだけれども、あれ1箇所でしょう。あの集水桝からどのくらいの管かわからないけれども、たぶん佐女川にいつていると思うんです。背後を見ると、例えば鷹取グラウンドもあるし山村広場もあると。あの辺一帯の面積、あるいは薬師山から萩山からの雨がドーンとくると。必ずまたきつとあるだろうと私はそう思っている。そういう意味では誰か言っていましたけれども、今後の検討策なかったのかという話がありましたよね。そういう部分ではやはり将来を考えて、災害のない町を作るためにはあそこの低いところの駐車場、桝が1個なら足りないのではないのかなと。これを調査をしてほしい。その桝から直径いくらの管が佐女川にいつているのかと。そうしたら、あの辺一帯の面積を考えた時に何mmの雨が降れば詰まるよとか、飲んでいけないよという計算ができると思うんです。その辺の検討をして、少し例えば配電盤が水に浸かったから1階に上げればいいというだけの対策ならだめだと思う。それは、町全体を見た時にそういう対策が必要な場所があるのではないのかなとそんなふうに思っていますので、今後の課題として検討していただきたいとそんなふうに思っています。

平野委員長 答弁はよろしいですね。

ほか。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 廣瀬です。

私のほうから1点でございます。今後の対応ということで、中には課題ということで、各関係機関との情報共有、あと連携ということがあるんですけども、これ議会との連携っていうのは、行政側としてどのように今後考えているかお聞かせ願いますか。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 ただいまの廣瀬副委員長のご質問でございます。

この関係機関、当然ながら議会の皆様も一緒に横の連携をもっともっと強化した中で、様々な有事の際等を含めて対応していきたいという考えは持っておりますので、ただどのような仕組みですとか誰がどうするかっていうそこは今後、しっかり決めて皆さんと一緒に対応していければというふうには考えております。ご了承ください。

平野委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 すいません、冒頭ちょっと気が高ぶってしまして非常にちぐはぐな発言になりました、申し訳ございません。

いま様々な意見というか質疑があった中で、ちょっと繰り返しになる部分ではありますが、関連した部分がありますけれども、特にこの報告の中で大事だなと思ったのが、やはりいま言ったように中央公民館、それと避難指示の体制っていうか周知。たまさか今回一つずつ言いますと、中央公民館に関しては我々現地もちょっと拝見させていただいて、そこに構口課長もおられまして、地下に抜ける裏口も見た中で、今後の対策とすればこういうこともあるよねっていうお話もちょっと私の希望的な部分も含めてお話した経緯があるんですけども、いまいまの状況ですとほぼ地面と入口のいわゆる仕切りが**つら？ (0 : 06 : 55)** なんです。ですから、今回みたいな豪雨になると当然上から下に流れてくるっていうことで、おまけに非常に立地条件っていうかすぐ山があつてっていうことで、非常に今後やはりそういうこともまた規模は違えどもあるのかなっていうような思いで、やは

りドアの嵩上げをしたらどうですかというようにお話もちよっとさせてもらった経緯があるんですけども、それも一つの手ですよっていうような時の構口課長のお話だったんですけども、いまの状況の中でそういうことも含めた検討をされているのかなっていうような一つあります。

それともう一つ、いまの避難指示に関しては、やはり今回佐女川地区が主でいろいろ五つの避難所を設けた中で、これもちよっといろいろお話した経緯はあるけれども、26名の避難があったと。内9名が車でというような文言あるんですけども、要するにこれだけのやはり避難指示の中で、佐女川地区だけだと思っただけけれども、要するに26名っていう数字が非常に少ないっていう思いが私はしているんです。少ないっていうのはいったい何が原因なんだろうと。その辺が今後の課題として上がってきているのかなっていうような思いがあったんですけども、被害状況の中では若干触れているっていう部分あるんですけども、その辺をどういうふうに本当に考えていけるのかと言うか、先ほど話の中でまずは職員の安全確保だということも然りだと思います。しかしながら、やはり避難指示地区の住民の安全を守るということもやはり行政の立ち振る舞いの中で重大なことなわけで、その辺をこの書面だけではわかりづらいんですけども、問題があったねって程度なんだけれども、もうちょっとかみ砕いてこう思っているんだっていう部分を聞きたいんですけども、この2点をちょっと。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 私のほうから、公民館の地下の裏口の玄関のことについてちょっとお話がありましたので、この件につきましては議員さん方現地視察していただいた時に、私と新井田委員のほうで現地のほうでちょっとお話させていただいていました。この裏口の玄関、俗に言う通気口の役割をしている部分、ここがあるから水が入ったということも考えられるということが原因の一つだっていうお話をしました。その中で、私のほうもこれを塞ぐことによって幾ばくか水の浸入を遅らせることもできるっていう方法はあるのでということをお話をさせていただいておりました。対応につきましては、まだ現地のほうにしていますが、新年度のほうになりましたら、この部分の塞ぐことはそんなお金のかかることではございませんので、維持の中でまずそういった対応をしていきたいというふうにいま考えております。私のほうからは以上です。

平野委員長 福田課長。

福田総務課長 それでは私のほうからは、避難関係のいまご質問にお答えをいたします。

避難されたかたが26名、車で9名というふうなこの数字の捉え方をどう考えるかということなんですが、当日の避難指示発令これにつきましては、土砂災害警戒情報が出されまして、全町に出すべきか、それとも土砂災害地域を有する地域に限定すべきか。ここは当日、災害対策本部の中で様々、ただ即座に判断をしなきゃならないことですので、議論しました。そういう中で、やはりあの雨の状況、浸水の状況等勘案しますと避難に対する安全性・危険性、それから町が行政が対応できる限界、避難できない人に対しての限界、そういったものも総合的に協議した中で、判断したのが佐女川地区への避難指示ということでした。この26名という数字の捉え方なんですが、佐女川地区の全てがご自宅の背後地、あるいは近隣に土砂災害が発生するであろう山ですとか丘、斜面が存在しないご家庭も多かった。という中で、自主的なんですが避難指示に応じて26名のかたが避難され

たというのは、これまで経験したことのないような避難指示の発令ではございましたけれども、一定の町民の皆さんはそこら辺正しく判断していただけたのかなというふうには思っています。

また、今後のこの指示につきましては、気象台の情報あるいは降水状況、冠水状況、こういったものを適切に判断してベストな指示を出していけるように、マニュアル等の中にもそういった判断基準までもし明示できれば、そこら辺まで検討した内容にしたいというふうにも考えてございます。以上でございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 だいたい理解させていただきました。施設に関しては、やはりお金のかかる部分だとかいろんな取り組みにあたっては障害になる部分は当然わかりますし、ただやはりそういう何て言うか改善的な書面に謳ってもらおうとわかりやすいし、ああこういうふうになっているんだというふうなことも理解もできますし、その辺がちょっとこの中では私個人的には感じられなかった部分はあったんですよ。やはり避難についてもいま行政のほうでは、こういう形の中でまあまあ対応じゃなかったかというようなことだと思うんですけども、やはり一番大事だっているのは情報だと思うんですよ。気象であり地震でありなんでも、やはり自然災害に対するとにかく気象庁で発するだとかいろんな情報のキャッチをやはりどう捉えてどう行動するか、それが何て言うか職員、強いては町民の安全を守るための行動につながるわけで、その辺が後手後手になっちゃうと最後まで、やはりおかしくなるっていうような状況になると思うので、その辺はもう平時からくどうようですけども、その辺の訓練含めた形での対応を考えていただければなと思いますので、是非またご議論いただいて安全を確保してもらいたいと思います。答弁はいりません。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 いまの部分に関係するんだけど、避難したかたが新井田委員の質問からすれば、あの地域のエリアからすれば26人は少ないだろうとこう言った。ただ、総務課長の答弁の中で土砂災害の心配のないところだから行かないとかってそういう部分ではないんだ。行けない、足がない、高齢者が行ける状態ではないっていうその辺やはり行政側はきちんと認識しなければだめだと思う。これは、やはり前から言っている自主防災組織があることによって、どうなるかっていうその地域の状況の中で、あそこのじいちゃん、ばあちゃんは例えば車で移動しなければ行けないとか、やはりそういう部分を把握して自力で行ける人、行けない人とか分析をした上で、最終的に結果が避難したかたが何人になったって言うならわかるんだけど、ただ移動のできるかただけが避難したっていうことのそういう分析でなければやはり今回の総括だって本当に適切なのかなっていうふうにも思います。別に答弁は求めませんけれども、これからのやはり避難計画・防災計画の中でもその辺のことまでしっかり盛り込んで進めていただきたいと。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 私からちょっと1点なんですけれども、毎年毎年あるいは数年にわたって同じような課題なんですけれども、町内会との連携ですよね。「協力体制の構築を図る」とここにもずっと同じ言葉だと思うんですけども、具体的に何を改善することが大事だと考

えていますか。何をすべきだと思いますか。町内会との連携、協力体制の構築については、
福田課長。

福田総務課長 この町内会との連携につきましては、例えば有事の際の避難場所の規模ですとか、また備蓄品等の状況、こういったものを相談させていただいて、声を聞かせていただいで、臨時避難所を公的な避難所と別に臨時避難所を例えば指定するとか作るとか、あるいは自主防災組織を今後立ち上げる中で、私どものほうで手助けをするとか、あるいは有事の際の避難所の開設。例えばこのたび国道もなかなか通行するのも大変な状況になりましたので、そういったものが発生した時に町内会にお願いして避難所を開設していただくとか、様々な方法があると思います。今後、今年度ハザードマップ等の作成した中で配布にあたりましては、町内会さんのほうにも地域に見方や中に入っている情報こういったものの解説とあわせまして、町と町内会、地域との連携、こういったものもこういったものがあるかということをお申し上げたことも含めて、相談・協議させていただければというふうな考え方をもってございます。以上でございます。

平野委員長 その配布の時に必ず全町内会とのそのような話し合い、協議を行うっていうことでよろしいんですね。

福田課長。

福田総務課長 現在、この配布にあたっての説明会につきましては、想定しているのは地域ごと会場を決めて開催することを考えてございます。ですので、例えば以前開催してありました町政懇談会、地域ごとに釜谷・泉沢・札苅地区は地域ごとに、本町地区は産業会館で、そういうような形態を考えてございます。

平野委員長 それであれば各町内会の例えば自主防災ができるところ、できないところ、何を協力できるところ、できないところっていう把握にまで至りませんよね。結局同じだと思うんですよ。町内会との連携って言うけれども、説明して終わりですよっていうだけです。何もまた進まないままで終わりだと思います、私は。それで、今年度はじまる際に、予算委員会だったか定かではないんですけども、各町職員を書く町内会に配属させるっていう打診をお願いしたんです。それは、各町内会の運営はもちろんなんですけれども、自主防災の作成、特にこの災害時に町職員がそれぞれの担当になることによって、連絡の意思の疎通ができるっていう観点もあって、その際は羽沢副町長からも前向きな答弁をいただいたと思うんですけども、その部分についての進みはどうなっていますか。

副町長。

羽沢副町長 いつでしたか委員長おっしゃるとおり、昨年の予算委員会等で前向きな自分の答弁したというのは確かに認識しているところで、それぞれ個人情報を持つ課を中心としてじゃあ仕組み作り、情報をどのように出せるかとかその辺を検討はしました。そしてさらに、町内会ごとへの職員の配置というのでも検討はしているんですが、そこから進んでいないというのが現状でございます。また、労働組合にも非公式ですが、投げかけはしているところですが、難しいというようなお答えをいただいているのも事実という状況にあります。以上です。

平野委員長 結局、それぞれの町内会の状況を町は把握していない私は状況だと思うんですよ。そんな中で、町内会に自主防災組織の構築をって協力できることは町がしますって

言ったところで、何を協力頼めばいいのかもわからないし、そもそもどうやって進めればいいのかもわからないし、ヨーイドンにすら立っていないんですよ、現状。それで自主防災、自主防災って言ったって何の説得力もないですし、そのことについていま竹田委員も同類のことを触れましたけれども、もう少し重く感じとって取り組んでいただきたい。どうですか福田課長、もう3月で終わりかもしれませんけれども、引き継ぎにあたって。

福田課長。

福田総務課長 町内には、既に自主防災組織を立ち上げられている町内会もございます。

中でまだそういった端緒にもついていないというふうな町内会さんにつきましては、自主防災組織のなんたるか、どのような手順で立ち上げまで進めるべきか、そこら辺は一つひとつフローチャートに起こしてわかるような形で協力させていただければなというふうに思っております。丁寧な対応をしていきたいというのが私どもの考えでございます。

平野委員長 こっちからは行かないってことですか、待っているってことですか。

福田課長。

福田総務課長 そうではなくて呼びかけて言いますか、ハザードマップ、この説明をきっかけにこれだけの危機感を持たなきゃならない、まずは災害の時は自助からはじまります。そういったまず災害の危機感を一つ持ってもらうと同時に、地域での組織の立ち上げてというのが効果的だすっていうことを説明させていただきたいと思っております。

平野委員長 その観点からいくと町政懇談会のようにやってこない町内会もありますよね。

そういうのをちゃんと把握して、来ていない町内会を把握して、ちゃんと説明に足運ぶっていう認識でいいですか。

福田課長。

福田総務課長 そこら辺につきましては、当日出席できない町内会さんですとか、様々な例えば町内会長さんとお会いできる機会っていうのはそのほかにも様々ありますので、丁寧に漏れのないように情報はちゃんと全て等しく伝えた中で対応をしていきたいと、丁寧な対応をしたいというふうに考えてございます。

平野委員長 わかりました。あとすみません、もう1点だけ申し訳ないです。

皆さんご存じのとおり、きのう高規格道路で事故のためいまも通行止めになって、150台以上の車が足止め食らってしまっていて、その中の4・5台に私の知人おりまして、対応と聞きますかいろいろな連絡取り合ったんですけども、ちょっと事例としてきのう、私もいろいろ本人のところに行ったりどうしても至急の連絡を車に戻らなきゃならない案だったりあったんですけども、まず消防と警察の言っていることが全くもって逆のことを言われているという事例がまずありました。これは消防に言ってもどうもならないなっていうことで、構口課長に連絡先を聞いて開発道路事務所に連絡を入れました。そうしたら、北斗市役所で対策本部を結成しているので、そこには様々な団体が連動していろいろな話を統括しておりますので連絡してくださいと言われて、市の対策本部に連絡を試みたら、それちょっと警察の管轄なので警察に連絡してくださいと。たらい回しにされたんです、大事な案件があったにも関わらず。そういう事例がまずありました。思い返すと木古内でもやはり警察と消防の連携の取れていない部分、行政役場がやはり警察の管轄だからってということで災害時、そんな大規模災害じゃないにしてもそこは私達わからない事例って数多くこれまでもあったと思うんです。そういうのもやはりこれから改善していくために、

いま一生懸命こうやって取り組んでいると思うんですけども、その中で木古内町災害対策本部を設置、これって行政内だけですよね。これをやはり関係団体、ここにも関係団体の連携を図ることが主な課題だって書いてあるとおり、関係団体もこの組織に対策本部に入れられないものなんですか。入れられないっていうか入ってもらってっていうか、とにかく情報の共有と意識の共有をしなければ、いざとなった時にあっちゃこっちゃんの指図をしてどれが本当のことなのって、それが命に関わるようなことだとしたら大問題になりかねない。そのくらい重い本部だと私は思うんです。ですので、そういうほかの団体も廣瀬副委員長も言っていた議員も本来は情報の共有しなきゃならないと思うんですけども、いまのところはそういう共有できるような方策を作れていないと。そのことについて、もっと連動性を情報の共有性を対策本部として取り組むべきだと思うんですけども。

福田課長。

福田総務課長 災害対策本部につきましては、町の管理職で構成するということになっておりまして、おっしゃることはよくわかる場所なんですけど、例えば警察、消防にしてもそれぞれの行政機関としての役割があります。災害時においてもそれぞれが防犯、それから消防救急、それから私どもが情報分析や避難指示の決定、こういったこともそれぞれ行政機関としてやること分かれていますので、ただ今回もそうなんですけど、警察や消防さんとは何回も状況が変わった都度、お互いに連絡し合いながら情報は共有しながら対応はしたところなんです。ですので、今後はこの連携のあり方というものを委員長おっしゃるとおり、もっと円滑にできないかということも含めた検討はしてまいります。以上です。

平野委員長 そういう協議をこれまでも警察と消防のかたと一緒に協議されたことってありますか。

福田課長。

福田総務課長 災害対策本部、災害対応ということで3者で協議をしたということは、いままでには私が知り得る限りではございません。

平野委員長 そこですよ、問題点は。結局そういう本当にこういう災害になった時に困ったことがあるっていうことがその時にお互いできることは何なんだ、どういうふうに情報共有できるのかっていうことを関係団体と話していないっていうこと時点で、進むわけじゃないじゃないですか。私はそう思いますし、例えばきのうの事例でいくと北斗市役所のかたは、すごい親身になってくれて警察に電話して、この件に関してはどうだって問い合わせくれたんですけども、結局警察もそれぞれ忙しいし、担当は私じゃないので担当者後ほど連絡しますのでって、それから1時間も2時間も待たされるという。電話でそういうやり取りをするっていうことは結局そういうことになっちゃうんですよ。急ぐものも急いでできない、緊急事態も緊急の対処ができない、そういうことにならないためにも例えばLINEグループでいいですよ。

福田課長。

福田総務課長 おっしゃることは理解しました。今後、災害時の情報の一元化、組織それぞれがどこで何をしているっていうものも含めて、そういったマニュアルの中での体制、こういったものも要素として検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

平野委員長 引き継ぎに期待しますので、よろしく申し上げます。

ほかないようですので、以上をもちまして、総務課の調査事項を終えたいと思います。
長時間にわたり、大変お疲れ様でした。

このあと行政が入っての調査はございませんので、特段何かございますか。

(「ないです」と呼ぶ声あり)

平野委員長 常任委員会としては行政抜けていただいて、次第の3番目から進めていきたいと思っております、よろしくお願いたします。終わり次第また懇談会ありますので、よろしくお願いたします。

暫時、休憩をいたします。

(0 : 33 : 06)

休憩 午後 1 時 33 分

再開 午後 1 時 33 分

(0 : 33 : 15)

3. 意見書

No.1 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書(案)

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

次第の3番目、意見書でございますが、1件きておりますので、塚主査より説明をいただきたいと思っております。いつもどおり休憩の中で、説明いただきます。

暫時、休憩をいたします。

(0 : 33 : 31)

休憩 午後 1 時 33 分

再開 午後 1 時 50 分

(0 : 50 : 19)

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

意見書については、休憩中の中で採択になる意見書はございませんでしたので、今定例会いまのところは意見書はなしということでございます。

4. 閉会中の所管事務調査について

5. 所管事務調査報告書について

平野委員長 続いて、4番の閉会中の所管事務調査なんですが、例年3月から6月まで年度変わりということもあって、その他緊急を要する事柄のみってということだけでも多いんですけども、今回もそうかなと思うんですけども、コロナに関してはこれまでずっと1年以上継続していますし、いまも現在進行形ですのでコロナの感染症対策については、継続で調査を入れなきゃいけないのかなと個人的には思っています。

暫時、休憩をいたします。

(0 : 51 : 17)

休憩 午後 1 時 51 分

再開 午後 1 時 55 分

(0 : 55 : 50)

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

次第の 4 番と 5 番、閉会中の所管事務調査についてと 5 番の所管事務調査報告書については、正副委員長にいまの休憩中の中のご意見を踏まえて任せていただくということで決まりましたので、よろしく願いいたします。

6. その他

平野委員長 6 番のその他については、特段ございませんので、以上をもちまして、第 6 回総務・経済常任委員会を閉めたいと思います。

お疲れ様でした。

(0 : 56 : 16)

説明員：鈴木町長、羽沢副町長、田畑まちづくり未来課長、中山主査、中村主査
構口建設水道課長、福田総務課長、工藤主査

傍 聴：なし

報 道：(道新) 久保支局長、大庭支局員、(函新) 佐藤支局員

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志